

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

採用者が自己都合により入社後２ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い、求人者へ返還するものとします。

退社時期	返還する人材紹介手数料
勤務開始日から 30 日未満	100%
勤務開始 30 日目から 60 日未満	50%

なお、採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。また採用者が、勤務開始日以前に派遣などの形態で、求人者にて職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されません。